

1 景観類型による都市美誘導

(1) 低層住居景観

①対象地域

第1種低層住居専用地域

②現状と課題

武庫之荘、塚口町、東園田町などに代表される第1種低層住居専用地域のゆったりとした低層住宅地です。主に阪急電鉄が昭和前期に宅地造成し住宅分譲した地域で、敷地規模が大きく、水路のある地形を活かし、御影石の石垣や生垣が連続した景観が特徴的です。しかしながら近年は、建替えによる宅地の細分化やマンションの建設などにより優れた景観が損なわれつつあり良好な住宅地としてのブランドイメージを維持・保全することが課題となっています。

また、阪急武庫之荘駅北側の地区においては、地区住民の発意による住環境を保全するための地区計画が策定されています。



武庫之荘の低層住宅地



南武庫之荘の低層住宅地



塚口町の低層住宅地



東園田町の低層住宅地

③基本方針

- ・ 良好な低層住宅地として、ゆとりのある潤い豊かな景観をまもり、そだてます。
- ・ 低層住宅地にふさわしい、上質で落ち着きと暖かみのあるデザインや色彩とします。
- ・ 緑の連続性と充実を図り、落ち着きのあるまちなみをつくります。

④都市美誘導基準

■建築物

ア 建築物の配置形態

- 道路、公園、河川、歴史的資源、その他地域の優れた特性や個性の活用を図る。
- 戸建住宅の場合はできるだけ2階建てまでとし、3階建てとする場合は近隣や景観に配慮した形態とする。
- 歩行者などに圧迫感を与えず、ゆとりある配置・規模にする。
- まちかど部分は、質の高いデザインや緑化等により、潤いのある空間形成を図る。



まちかどの緑化やデザイン

イ 建築物の意匠

<意匠>

- 勾配屋根や軒の高さをそろえるなど、まちなみの調和に配慮する。
- 道路、公園緑地、河川等（以下、道路等という）に面する側だけでなく、そこから見える側壁についても、意匠に配慮する。

<素材・材料>

- 自然素材やタイルなどの質の高い素材を用いる。

<外壁の色彩>

- 低層住宅地にふさわしい、自然素材にみられる暖かみのある暖色系の低彩度色を基調とし、基調となる色彩以外の使用は控えるとともに、全体的に色調をそろえて落ち着いた色彩とする。

(色彩基準)

基調となる色彩は以下のとおりとする。

R・Y R・Y系 明度：指定なし 彩度：4以下

その他 明度：5以上 彩度：2以下

無彩色 指定なし

※基調となる色彩以外を使用する場合は、調和や使い方に十分配慮し、最大でも各壁面の見付面積の15%以下とする。

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分は除く。

<設備等>

- 屋上設備は道路等から見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により隠すようにする。
- 外壁に付帯する設備は、道路等から見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同一の色調とする等、建物全体との調和を図る。
- 物干し設備やエアコンの室外機等が道路等から直接見えないよう工夫する。
- 屋外広告物、テント等の設置位置やデザインは、建築物や周辺景観との調和を図る。また、美観を損なうような窓面利用の広告物の掲出は避ける。
- 照明は、光が周辺に与える影響に配慮するとともに、落ち着いた夜間景観の形成を図る。

ウ 外構

<敷際のデザイン>

- 道路等に面した部分にはできるだけ生垣を設け、基壇部は自然石材を使用するなど工夫する。
- 隣接した家と連続した緑化を設け、まとまりのある景観形成を図る。
- 上質なエクステリアや花壇などを工夫し、豊かでゆとりある住空間を演出する。
- 道路等に接する塀、さく、舗装等のデザインや材質、色彩を工夫し、緑化や建物と調和した敷際の形成を図る。



基壇部に自然石を使用した生垣

<緑化>

- 庭先の樹木や草花、生垣など、生活空間を豊かな緑で包み、落ち着いたあるまちなみ景観の形成を図る。



東園田町3丁目の連続した生垣

<サービススペース・付帯設備>

- 駐車場・駐輪場・ゴミ置場・受水槽などについては、建物との一体化や配置・デザインを工夫し、周辺の景観を阻害しないようにする。
- 駐車場、サービスヤードの入口部分は、まちなみと調和するような舗装材を使う。
- 機械式駐車場を設ける場合はピット式などとし、圧迫感の軽減を図る。それが困難な場合は、道路等から見える部分をルーバーや壁面緑化などにより修景する。

■工作物

<意匠>

- 周辺のまちなみと調和し、突出感や違和感を与えない意匠とする。
- 建築物に付属して設ける場合は、建物と調和したものとする。

○付属機器や配管類は、集約化し目立たないよう配置場所や目隠しなどの工夫をする。

<色彩>

基調となる色彩は以下のとおりとする。

R・Y R・Y系 明度：指定なし 彩度：4以下

その他 明度：5以上 彩度：2以下

無彩色 指定なし

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分は除く。

(2) 中高層住居景観

①対象地域

第1種中高層住居専用地域、
第2種中高層住居専用地域

②現状と課題

尼崎市の北部と中西部を中心とした地区で、戸建住宅、マンション、小規模な店舗などが立地する地域です。地域の大半は土地区画整理事業等により都市基盤が整備され、比較的良好な住環境を維持しています。

しかしながら大規模なマンション等の建設は、周辺地域の景観形成や住環境に大きな影響を及ぼすことから、適切な景観誘導が必要です。



南塚口町の中高層住宅地



南武庫之荘の中高層住宅地

③基本方針

- ・ 戸建住宅とマンションを中心とした落ち着いたある良好な住宅地としての景観を形成します。
- ・ マンションなど中高層建築物は、通りからの圧迫感を軽減するためセットバックや分節化を行い、豊かな空間・外観構成とします。
- ・ 低層部でのしつらえや敷際の緑化により、潤い豊かな住空間を形成します。

④都市美誘導基準

■建築物

ア 建築物の配置形態

- 道路、公園、河川、歴史的資源、その他地域の優れた特性や個性の活用を図る。
- 景観的なつながりを生み出すよう、近隣の建築物や前面道路との調和を図る。
- 大規模な建物は、周辺の戸建住宅や歩行者などに対する圧迫感を和らげる配置形態とする。
- 大規模な建物は、分節化や雁行等を行い、豊かな空間・外観構成となるよう工夫する。
- まちかど部分のデザインを工夫し、緑化スペースを設けるなど潤いのある空間形成を図る。
- まちかど部分には、ゴミ置場、受水槽、自転車置場などの施設を設けない。



豊かな空間・外観構成

イ 建築物の意匠

<意匠>

- 大規模建築物は、親しみのあるスケール感をもった表情豊かなデザインとする。
- 道路、公園緑地、河川等（以下、道路等という）に面する側だけでなく、そこから見える側壁についても、意匠に配慮する。

<素材・材料>

- 道路等から見える外壁は、タイルや自然素材などを用いる。特に低層部は、歩行者からの見え方に配慮し、質の高い素材を用いる。

<外壁の色彩>

- 住宅地にふさわしい暖かみがあり落ち着いた暖色系の低彩度色を基調とする。
大規模建築物は、近接する低層住宅に配慮し基調となる色彩以外の使用は控える。
高層部分は、高明度・低彩度色を基調とし、遠景からの景観に配慮する。

(色彩基準)

<地上から高さ10m以下の部分>

基調となる色彩は以下のとおりとする。

R・YR・Y系 明度：指定なし 彩度：4以下

その他 明度：5以上 彩度：2以下
無彩色 指定なし

※基調となる色彩以外を使用する場合は、調和や使い方に十分配慮し、最大でも各壁面の見付面積の15%以下とする。

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分を除く。

<地上から高さ10mを超える部分>

基調となる色彩は以下のとおりとする。

R・YR・Y系 明度：6以上 彩度：3以下

その他 明度：7以上 彩度：2以下

無彩色 明度：7以上

※基調となる色彩以外を使用する場合は、調和や使い方に十分配慮し、最大でも各壁面の見付面積の5%以下とする。

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分を除く。

<設備等>

- 屋上設備は、道路等から見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により隠すようにする。
- 外壁に付帯する設備は、道路等から見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同一の色調とする等、建物全体との調和を図る。
- 物干し設備やエアコンの室外機等が道路等から直接見えないよう工夫する。
- 屋外広告物、テント等の設置位置やデザインは、建築物や周辺景観との調和を図る。また、美観を損なうような窓面利用の広告物の掲出は避ける。
- 照明は、光が周辺に与える影響に配慮するとともに、落ち着いた夜間景観の形成を図る。

ウ 外構

<敷地のデザイン>

- 道路境界部分をセットバックさせ、歩道と一体的に利用したり、緑地を整備するなど修景のためのスペースを取ることにより、建築物の前面にゆとりと潤いのある空間を確保する。
- 道路等に接する塀、さく、舗装等のデザインや材質、色彩を工夫し、緑化や建物と調和した敷地の形成を図る。



敷地のデザインの工夫

<緑化>

- 大規模な敷地においては規格の大きな樹木や群での樹木の配置など、存在感のある緑化を図る。
- まちかどにシンボルとなる高木を配置するなど、まちなみにアクセントを付けるよう工夫する。

○気候風土に合った樹種を用い、季節感や豊かさを感じられる緑化に努め、周辺の景観との調和や見通し等の安全性に配慮し、存在感のある緑の形成を図る。

<サービススペース・付帯設備>

○駐車場・駐輪場・ゴミ置場・受水槽などについては、建物との一体化や配置・デザインを工夫し、周辺の景観を阻害しないようにする。

○共同住宅等のゴミ置場は小規模のものを除き、扉と屋根を設ける。

○駐車場、サービスヤードの入口部分は、まちなみと調和するような舗装材を使う。

○機械式駐車場を設ける場合は、道路等から見える部分をルーバーや壁面緑化などにより修景する。



マンションの存在感ある緑化

■工作物

<意匠>

○周辺のまちなみと調和し、突出感や違和感を与えない意匠とする。

○建築物に付属して設ける場合は、建物と調和したものとする。

○付属機器や配管類は、集約化し目立たないように配置場所や目隠しなどの工夫をする。

<色彩>

基調となる色彩は以下のとおりとする。

<地上から高さ10m以下の部分>

R・Y R・Y系 明度：指定なし 彩度：4以下

その他 明度：5以上 彩度：2以下

無彩色 指定なし

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分を除く。

<地上から高さ10mを超える部分>

R・Y R・Y系 明度：6以上 彩度：3以下

その他 明度：7以上 彩度：2以下

無彩色 明度：7以上

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分を除く。

(3) 住居景観

①対象地域

第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

②現状と課題

尼崎市の中部に多く見られる地区で、幹線道路沿道のほか比較的古くから住宅地が形成され、戦前の建物が数多く残る下町情緒があふれ親しみのあるまちなみが多いのが特徴ですが、敷地規模が比較的小さく、ゆとりや潤いに乏しいことや、戸建て住宅、長屋、マンション、木造賃貸住宅や中小規模店舗等が混在していることから、景観の構成要素が多いことが課題です。



情緒のある住宅地



密集した住宅地

③基本方針

- ・ ヒューマンスケールに配慮した、親しみのある潤い豊かな空間の形成を図ります。
- ・ 多様な建物が建つ中にも秩序ある景観を形成します。

④都市美誘導基準

■建築物

ア 建築物の配置形態

- 道路、公園、河川、歴史的資源、その他地域の優れた特性や個性の活用を図る。
- 景観的なつながりを生み出すよう、近隣の建築物や前面道路との調和を図り、周辺景観の向上に寄与する配置、形態とする。
- 大規模な建物は、周辺の戸建住宅や歩行者などに圧迫感を与えず、ゆとりある配置・規模にする。
- 大規模な建物は、分節化や雁行等を行い、豊かな空間・外観構成となるよう工夫する。
- まちかど部分のデザインを工夫し、緑化スペースを設けるなど潤いのある空間形成を図る。
- まちかど部分には、ゴミ置場や受水槽、自転車置場などの施設を設けない。

イ 建築物の意匠

<意匠>

- 大規模建築物は、親しみのあるスケール感をもった表情豊かなデザインとする。
- 道路、公園緑地、河川など（以下、道路等という）に面する側だけでなく、そこから見える側壁についても、都市美の形成に寄与するよう意匠に配慮する。

<素材・材料>

- 道路等から見える外壁は、タイルや自然素材などを用いる。特に低層部は、歩行者からの見え方に配慮し、質の高い素材を用いる。

<外壁の色彩>

- 住宅地にふさわしい暖かみがあり落ち着いた暖色系の中・低彩度色を基調とする。景観構成要素が多い中でも色調の統一を図り、まとまりのある色彩景観を形成する。遠景からの景観に配慮し、高層部分は高明度・低彩度色を基調とし、基調となる色彩以外の使用は控える。

（色彩基準）

<地上から高さ18m以下の部分>

基調となる色彩は以下のとおりとする。

R・Y R・Y系 明度：指定なし 彩度：4以下

その他 明度：5以上 彩度：2以下

無彩色 指定なし

※基調となる色彩以外を使用する場合は、調和や使い方に十分配慮し、最大でも各壁面の見付面積の15%以下とする。

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分を除く。

<地上から高さ18mを超える部分>

基調となる色彩は以下のとおりとする。

R・YR・Y系 明度：6以上 彩度：3以下

その他 明度：7以上 彩度：2以下

無彩色 明度：7以上

※基調となる色彩以外を使用する場合は、調和や使い方に十分配慮し、最大でも各壁面の見付面積の5%以下とする。

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分を除く。

<設備等>

- 屋上設備は道路等から見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により隠すようにする。
- 外壁に付帯する設備は、道路等から見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同一の色調とする等、建物全体との調和を図る。
- 美観を損なわないよう、物干し設備やエアコンの室外機等が道路等から直接見えないう工夫する。
- 屋外広告物、テント等の設置位置やデザインは、建築物や周辺景観との調和を図る。また、美観を損なうような窓面利用の広告物の掲出は避ける。
- 照明は、光が周辺に与える影響に配慮するとともに、落ち着いた夜間景観の形成を図る。

ウ 外構

<敷地のデザイン>

- 道路境界部分をセットバックし歩道と一体的に利用したり、修景のためのスペースを取ることにより、建築物の前面にゆとりと潤いのある空間を確保する。
- 道路等に接する塀、さく、舗装等のデザインや材質、色彩を工夫し、緑化や建物と調和した敷地の形成を図る。



マンションの緑化

<緑化>

- 敷地や隣接部への積極的な緑化に努め、多様な規模・形態の建物間を緑でつなぎ、まとまったまちなみ景観となるよう努める。
- まちかどにシンボルとなる高木を配置するなど、まちなみにアクセントを付けるよう努める。
- 気候風土に合った樹種を用い、季節感や豊かさを感じられる緑化に努め、周辺の景観との調和や見通し等の安全性に配慮し、存在感のある緑の形成を図る。

<サービススペース・付帯設備>

- 駐車場・駐輪場・ゴミ置場・受水槽などについては、建物との一体化や配置・デザインを工夫し、周辺の景観を阻害しないようにする。

- 駐車場、サービスヤードの入口部分も、まちなみと調和するような舗装材を使う。
- 機械式駐車場を設ける場合は、道路等から見える部分をルーバーや壁面緑化などにより修景する。

■工作物

<意匠>

- 周辺のまちなみと調和し、突出感や違和感を与えない意匠とする。
- 建築物に付属して設ける場合は、建物と調和したものとする。
- 付属機器や配管類は、集約化し目立たないよう配置場所や目隠しなどの工夫をする。

<色彩>

基調となる色彩は以下のとおりとする。

<地上から高さ1.8m以下の部分>

R・YR・Y系 明度：指定なし 彩度：4以下

その他 明度：5以上 彩度：2以下

無彩色 指定なし

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分を除く。

<地上から高さ1.8mを超える部分>

R・YR・Y系 明度：6以上 彩度：3以下

その他 明度：7以上 彩度：2以下

無彩色 明度：7以上

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分を除く。

(4) 商業・業務景観

①対象地域

近隣商業地域、商業地域

②現状と課題

本市の顔となるべき駅前の商業・業務地域では、これまでに市街地再開発事業などにより本市の都心・都市核にふさわしい景観形成が進められています。しかし一部では雑多な屋外広告物や建物の色彩など、景観を乱すものも見受けられます。

特に阪神尼崎駅周辺やJ R尼崎駅周辺の商業、業務、公共公益施設が集積している地区は本市を代表する都心、都市核として格式ある高度な景観づくりが求められます。



J R尼崎駅周辺



阪神尼崎駅周辺



阪急塚口駅周辺



J R立花駅周辺

③基本方針

- ・ 駅周辺の商業、業務、公共公益施設の集積地においては、風格と優れた個性を持つデザインの誘導により、尼崎の顔にふさわしい景観を形成します。
- ・ 商店街などの商業地においては、賑わいと活気の中にも商業施設相互の調和の取れた、秩序とセンスのある景観を形成します。

④都市美誘導基準

■建築物

ア 建築物の配置形態

- 道路、公園、河川、歴史的資源、その他地域の優れた特性や個性の活用を図る。
- 景観的なつながりを生み出すよう、近隣の建築物、駅前広場や道路との調和を図り、周辺景観の向上に寄与する配置、形態とする。
- ランドマークとなるような建築物等は、質の高いシンボル性のあるデザインとなるよう工夫する。
- 低層部には商業施設を配置し、賑わいや魅力のある景観形成に努める。
- 住宅地に隣接する場合は、圧迫感を与えないような工夫をするなど、周辺に配慮した配置・規模に努める。
- 大規模な建物は分節化や雁行等を行い、豊かな空間・外観構成となるよう工夫する。
- まちかど部分は、アイストップとなるデザインや広場の確保、ボリュームのある緑化等により、にぎわいのある空間形成を図る。
- まちかど部分には、ゴミ置場や受水槽、自転車置場などの施設を設けない。



シンボル性のあるデザイン

イ 建築物の意匠

<意匠>

- 大規模建築物の低層部では親しみのあるスケール感をもった表情豊かなデザインとする。
- 道路、公園緑地、河川など（以下、道路等という）に面する側だけでなく、そこから見える側壁についても、意匠に配慮する。

<素材・材料>

- 道路等から見える外壁は、タイルや自然素材などを用いる。特に低層部は、歩行者からの見え方に配慮し、質の高い素材を用いる。

<外壁の色彩>

- 商業地においては、低層部を中心に賑わいのための施設や屋外広告物を設ける中でも、建物のベースは、中・低彩度色を基調とし、まとまりのある色彩景観を形成する。高層部分は、高明度・低彩度色を基調とし、基調となる色彩以外の使用は控えて遠景からの景観に配慮する。

(色彩基準)

<地上から高さ30m以下の部分>

基調となる色彩は以下のとおりとする。

R・Y R・Y系 明度：指定なし 彩度：5以下

その他 明度：5以上 彩度：3以下

無彩色 指定なし

※基調となる色彩以外を使用する場合は、調和や使い方に十分配慮し、最大でも各壁面の見付面積の15%以下とする。

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分を除く。

<地上から高さ30mを超える部分>

基調となる色彩は以下のとおりとする。

R・Y R・Y系 明度：6以上 彩度：3以下

その他 明度：7以上 彩度：2以下

無彩色 明度：7以上

※基調となる色彩以外を使用する場合は、調和や使い方に十分配慮し、最大でも各壁面の見付面積の5%以下とする。

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分を除く。

<設備等>

- 屋上設備は道路等から見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により隠すようにする。
- 外壁に付帯する設備は、道路等から見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同一の色調とする等、建物全体との調和を図る。
- 美観を損なわないよう、物干し設備やエアコンの室外機等が道路等から直接見えないう工夫する。
- 屋外広告物、テント等の設置位置やデザインは、建築物や周辺景観との調和を図る。また、美観を損なうような窓面利用の広告物の掲出は避ける。
- 照明は、住宅地に近接する場所では、光が住宅地に与える影響に配慮するとともに、地域特性に応じた夜間景観の演出を図る。

ウ 外構

<敷地のデザイン>

- 道路境界部分を歩道と一体的に利用したり、修景のためのスペースを取ることにより、建築物の前面にゆとりとうるおいのある空間を確保する。
- 道路等に接する塀、さく、舗装等のデザインや材質、色彩を工夫し、緑化や建物と調和した敷地の形成を図る。



J R 尼崎駅北側駅前

<緑化>

- 限られた敷地においても、ポイントを絞った効果的な緑化により、にぎわいの中にも憩いを感じる景観形成を図る。
- まちかどにシンボルとなる高木を配置するなど、まちなみにアクセントを付けるよう工夫する。
- 気候風土に合った樹種を用い、季節感や豊かさを感じられる緑化に努め、周辺の景観との調和や見通し等の安全性に配慮し、存在感のある緑の形成を図る。

<サービススペース・付帯設備>

- 駐車場・駐輪場・ゴミ置場・受水槽などについては、建物との一体化や配置・デザインを工夫し、周辺の景観を阻害しないようにする。
- 駐車場、サービスヤードの入口部分も、まちなみと調和するような舗装材を使う。
- 機械式駐車場を設ける場合は、道路等から見える部分をルーバーや壁面緑化などにより修景する。

■工作物

<意匠>

- 周辺のまちなみと調和し、突出感や違和感を与えない意匠とする。
- 建築物に付属して設ける場合は、建物と調和したものとする。
- 付属機器や配管類は、集約化し目立たないように配置場所や目隠しなどの工夫をする。

<色彩>

基調となる色彩は以下のとおりとする。

<地上から高さ30m以下の部分>

R・Y R・Y系 明度：指定なし 彩度：5以下

その他 明度：5以上 彩度：3以下

無彩色 指定なし

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分を除く。

<地上から高さ30mを超える部分>

R・Y R・Y系 明度：6以上 彩度：3以下

その他 明度：7以上 彩度：2以下

無彩色 明度：7以上

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分を除く。

(5) 内陸部工業景観

①対象地域

準工業地域、工業地域

②現状と課題

内陸部工業地域は、尼崎伊丹線沿道やJR福知山線及び神崎川沿いに形成されています。

中小工場と住宅が混在している住工複合地は、住宅と工場等の生産環境が近いことから、相互が阻害しないような緑地を配置するなどの配慮が必要です。

また、大規模工場は広大な敷地に長大な壁面やスレート葺など単調な景観やコンクリート塀に囲まれた閉鎖的な景観となっていますが、近年、工場や企業のイメージアップや環境面への配慮から、工場の道路沿いなどに緑地を設けたり、季節の草花を植えるなどの取組も増えてきています。



外壁のデザインを工夫した外観



開放的な緑化

③基本方針

- ・ 工場や社屋は洗練されたデザインとし、地域と企業のイメージアップを図ります。
- ・ 敷地周囲の緑化等を行い、開放感や親しみのある景観を形成します。
- ・ 住宅や工場など異なる土地利用が隣接する場所では、各々の環境に配慮します。

④都市美誘導基準

■建築物

ア 建築物の配置形態

- 道路、公園、河川、歴史的資源、その他、地域の優れた特性や個性の活用を図る。
- 景観的なつながりを生み出すよう、近隣の建築物や前面道路との調和を図り、周辺景観の向上に寄与する配置、形態とする。
- 住宅地に隣接する工場等は、可能な限りオープンスペースや緑地を確保し、圧迫感を与えないような工夫をするなど、周辺に配慮した配置・規模に努める。
- 大規模な建物は、分節化や雁行等を行い、豊かな空間・外観構成となるよう工夫する。
- まちかど部分のデザインを工夫し、緑化スペースを設けるなど潤いのある空間形成を図る。
- まちかど部分には、附属施設や工作物などを設けない。

イ 建築物の意匠

<意匠>

- 工場等では、洗練された外観デザインや壁面緑化等により、地域・企業のイメージアップにつながる外観とする。
- 道路、公園緑地、河川など（以下、道路等という）に面する側だけでなく、そこから見える側壁についても、都市美の形成に寄与するよう意匠に配慮する。

<素材・材料>

- 道路等から見える外壁は、タイルや自然素材などの素材を用いる等の配慮を行うとともに、汚れが目立たず、色があせない外壁材料を使用する。

<外壁の色彩>

- 工場は閉鎖的にならないよう、明るく開放的な高明度の低彩度色を基調とする。住宅地と近接する場合は、暖色系の色彩を使用するなど、親しみのある色彩景観を形成するとともに、高層部分は、高明度・低彩度色を基調とし、基調となる色彩以外の使用は控えて遠景からの景観に配慮する。



洗練された外観

(色彩基準)

基調となる色彩は以下のとおりとする。

<地上から高さ18m以下の部分>

R・Y R・Y系 明度：指定なし 彩度：4以下
その他 明度：5以上 彩度：2以下
無彩色 指定なし

※基調となる色彩以外を使用する場合は、調和や使い方に十分配慮し、最大でも各壁面の見付面積の15%以下とする。

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分を除く。

<地上から高さ18mを超える部分>

基調となる色彩は以下のとおりとする。

R・Y R・Y系 明度：6以上 彩度：3以下
その他 明度：7以上 彩度：2以下
無彩色 明度：7以上

※基調となる色彩以外を使用する場合は、調和や使い方に十分配慮し、最大でも各壁面の見付面積の5%以下とする。

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分を除く。

<設備等>

- 屋上設備は道路等から見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により隠すようにする。
- 外壁に付帯する設備は、道路等から見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面と同一の色調とする等、建物全体との調和を図る。
- 美観を損なわないよう、物干し設備やエアコンの室外機等が道路等から直接見えないう工夫する。
- 住宅地に隣接する工場等では、周辺に配慮し付帯設備を露出しないよう努める。
- 屋外広告物、テント等の設置位置やデザインは、建築物や周辺景観との調和を図る。また、美観を損なうような窓面利用の広告物の掲出は避ける。
- 照明は、光が周辺に与える影響に配慮するとともに、落ち着いた夜間景観の形成を図る。

ウ 外構

<敷際のデザイン>

- 大規模な施設では塀のセットバックによる沿道部の緑化や可視性のあるフェンス等により、施設の圧迫感を軽減し、まちなみ景観が閉鎖的なものにならないよう努める。
- 道路等に接する塀、さく、舗装等のデザインや材質、色彩を工夫し、緑化や建物と調和した敷際の形成を図る。



圧迫感を軽減した敷際のデザイン

<緑化>

- 塀の壁面緑化、敷地での花木植栽など、沿道部への積極的な植栽により、近景を重視したヒューマンスケールでのまちなみ景観に寄与する緑化を図る。
- 住宅と工場など、異なる土地利用が隣接する場所では、各々の環境に配慮し、互いに隣接部への積極的な緑化を図る。
- 沿道部やまちかどに敷地のスケールに応じた、高木を配置する。
- 気候風土に合った樹種を用い、季節感や豊かさを感じられる緑化に努め、周辺の景観との調和や見通し等の安全性に配慮し、存在感のある緑の形成を図る。



大規模工場のセットバック緑化

<サービススペース・付帯設備>

- 駐車場・駐輪場・ゴミ置場・受水槽などについては、建物との一体化や配置・デザインを工夫し、周辺の景観を阻害しないようにする。
- 駐車場、サービスヤードの入口部分も、まちなみと調和するような舗装材を使う。
- 機械式駐車場を設ける場合は、道路等から見える部分をルーバーや壁面緑化などにより修景する。

■工作物

<意匠>

- 周辺のまちなみと調和し、突出感や違和感を与えない意匠とする。
- 建築物に付属して設ける場合は、建物と調和したものとする。
- 付属機器や配管類は、集約化し目立たないよう配置場所や目隠しなどの工夫をする。

<色彩>

基調となる色彩は以下のとおりとする。

<地上から高さ1.8m以下の部分>

R・Y R・Y系 明度：指定なし 彩度：4以下

その他 明度：5以上 彩度：2以下

無彩色 指定なし

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分を除く。

<地上から高さ1.8mを超える部分>

R・Y R・Y系 明度：6以上 彩度：3以下

その他 明度：7以上 彩度：2以下

無彩色 明度：7以上

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分を除く。

(6) 臨海部工業景観

①対象地域

工業専用地域

②現状と課題

概ね国道43号以南の臨海地域に広がる工業専用地域です。地域内には港や運河があり、地域の景観を特徴づけています。近年、工場群としての景観や、近代化遺産の評価が高まり市民の関心も少しずつ高まってきており、こうした資源を活用した景観づくりが求められます。また、産業構造の転換により流通センターやハイテク工場などの立地が進んでいます。

さらに、東海岸町地先では、埋め立てによる造成が進み、これからも大規模な工場や流通施設等の立地が進むことが予想され、適切な景観誘導が求められます。

また、緑化協定により工場緑化の推進が図られており、最近では、工場や企業のイメージアップや環境面への配慮から、道路沿道の緑化やモニュメント等を設けるなどの取組も増えてきています。



運河越しに見える臨海部工業景観



臨海部の流通施設



太陽光発電施設



風力発電施設

③基本方針

- ・ 企業イメージアップに繋がる外観デザインや緑化を図り、産業都市尼崎のイメージリーダーとなる工業景観を形成します。
- ・ 市民を呼び込み運河や港と親しむことができるような、景観をつくります。

④都市美誘導基準

■建築物

ア 建築物の配置形態

- 道路、公園、河川、歴史的資源、その他、地域の優れた特性や個性の活用を図る。
- 前面道路との調和を図り、周辺景観の向上に寄与する配置、形態とする。
- まちかど部分は、質の高いデザインやボリュームのある緑化等により、潤いのある空間形成を図る。
- まちかど部分には、附属施設を設けない。
- 企業のPRやイメージアップに繋がるモニュメントやこれまで重工業都市として発展してきた産業遺産を生かした魅力ある景観を形成する。



まちかどの緑化



企業のモニュメント

イ 建築物の意匠

<意匠>

- 工場等では、洗練された外観デザインや壁面緑化等により、地域・企業のイメージアップにつながる外観とする。
- 大規模な施設においては、敷地内の複数の建物について、統一感のあるデザインとする。
- 道路、公園緑地、河川、運河、海など（以下、道路等という）に面する側だけでなく、そこから見える側壁についても、都市美の形成に寄与するよう意匠に配慮する。



洗練された外観デザイン

<素材・材料>

- 汚れが目立たず、色があせない外壁材料を使用する等の工夫をする。

<外壁の色彩>

- ハイテク産業などの新たな産業イメージにふさわしい、白やグレーなどの彩度を抑

えた明るい色を基調とし、暖色系はできるだけ押さえる。企業のイメージカラーをロゴマークなどにワンポイントとして使用するなど、洗練された企業のイメージを演出する色彩景観を形成する。

(色彩基準)

基調となる色彩は以下のとおりとする。

<地上から高さ30m以下の部分>

R・YR・Y系 明度：3以上 彩度：2以下

その他 明度：5以上 彩度：2以下

無彩色 明度：3以上

※基調となる色彩以外を使用する場合は、調和や使い方に十分配慮し、最大でも各壁面の見付面積の15%以下とする。

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分を除く。

<地上から高さ30mを超える部分>

基調となる色彩は以下のとおりとする。

全ての色相 明度：5以上 彩度：2以下

無彩色 明度：5以上

※基調となる色彩以外を使用する場合は、調和や使い方に十分配慮し、最大でも各壁面の見付面積の5%以下とする。

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分を除く。

ウ 外構

<敷地のデザイン>

○塀のセットバックによる沿道部の緑化や可視性のあるフェンス等により、無機質で閉鎖的なものとならないよう努める。

○道路等に接する塀、さく、舗装等のデザインや材質、色彩を工夫し、緑化や建物と調和した敷地の形成を図る。

<緑化>

○沿道部やまちかどに敷地のスケールに応じた、高木を配置する。

○沿道部やまちかどの積極的な緑化により、開放感のある景観づくりを図る。

○気候風土に合った樹種を用い、季節感や豊かさを感じられる緑化に努め、周辺の景観

との調和や見通し等の安全性に配慮し、存在感のある緑の形成を図る。



沿道部の季節感のある緑化

<サービススペース・付帯設備>

○駐車場・駐輪場・ゴミ置場・受水槽などについては、建物との一体化や配置・デザインを工夫し、周辺の景観を阻害しないようにする。

○機械式駐車場を設ける場合は、道路等から見える部分をルーバーや壁面緑化などにより修景する。

○照明は、地域・企業のイメージアップにつながる効果的な夜間景観の演出を図る。

■工作物

<意匠>

- 周辺のまちなみと調和し、突出感や違和感を与えない意匠とする。
- 建築物に付属して設ける場合は、建物と調和したものとする。
- 付属機器や配管類は、集約化し目立たないように配置場所や目隠しなどの工夫をする。

<色彩>

基調となる色彩は以下のとおりとする。

<地上から高さ30m以下の部分>

R・YR・Y系 明度：3以上 彩度：2以下

その他 明度：5以上 彩度：2以下

無彩色 明度：3以上

<地上から高さ30mを超える部分>

基調となる色彩は以下のとおりとする。

全ての色相 明度：5以上 彩度：2以下

無彩色 明度：5以上

2 都市美形成上重要な地域等の都市美誘導

まちの玄関口となる駅前や車や人の交通量が多い幹線道路等沿道や鉄道沿線、市街地の中で景観が開けた河川・運河沿いなどの地域等については、そのあり様がその地域のイメージ、さらには市のイメージに大きな影響を及ぼすことから、景観類型別の都市美誘導に加えて、都市美形成上重要な地域として、できるだけ多くの物件を届出対象とし、都市美アドバイザーからの助言を行うなど都市美誘導の重点化を図るものとします。

また、これらの地域等の景観形成の中心的な役割を担う道路や河川などの公共施設については、都市美形成の軸や核となるよう、特に景観に配慮した整備や維持管理に努めるものとします。

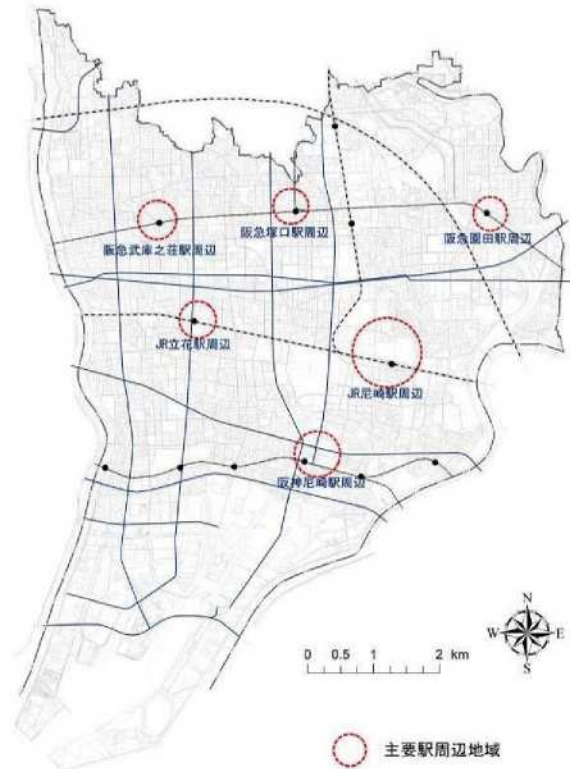
(1) 主要駅周辺地域

通勤や通学、買物など、市民や市外からの来訪客が多数利用する主要駅周辺地域は、まちの玄関口として市を代表する景観となり都市イメージに大きな影響を与えることから、特に優れた景観形成が求められます。

①対象地域

都心・都市核に位置づけられている4駅と乗降客の多い、阪急武庫之荘駅、園田駅を対象とします。

- ・ JR 尼崎駅周辺、立花駅周辺
- ・ 阪急電鉄 塚口駅周辺、園田駅周辺、武庫之荘駅周辺
- ・ 阪神電鉄 尼崎駅周辺



②基本方針

- ・ 市の玄関口としてふさわしい風格と賑わいのあるまちなみ景観を形成します。



JR尼崎駅北側



阪神尼崎駅前

③都市美誘導基準

- 駅前に建つ建築物等は、玄関口にふさわしい風格を備えたものとし、駅や駅前広場からの見え方に配慮する。
- ゆとりや潤いのあるオープンスペースや連続した歩行者空間などの配置を行う。
- 1階部分に歩行者を楽しませる装置やデザインを工夫するとともに、周囲のまちなみから突出するようなデザインとならないよう配慮する。
- まちかど広場や壁面後退による緑地等を設け、シンボルとなる樹木等を植栽する。
- 高層建築物は景観の核となるシンボル性のあるデザインとする。

(2) 幹線道路等沿道

幹線道路は都市の骨格となり、車や人が多く行き交い集散する都市軸として、景観への配慮が求められます。

また、都市イメージを高めるために修景整備されたコミュニティ道路などは、安全な歩行者空間として市民生活の軸となり地域にうるおいをもたらす空間づくりが期待されます。

①対象地域

- ・ 幹線道路
- ・ コミュニティ道路等
- ・ 自動車専用道路及び高速自動車道

※沿道から間近に見える敷地の景観を対象とした誘導であるため、全線が高架の自動車専用道路及び高速自動車道は届出の対象地域から除きます。

②基本方針

- ・ 歩行者のアイレベルからの見え方に配慮し、敷地や低層部のデザインに特に配慮します。
- ・ 沿道の建物や街路樹等が調和した、潤いのある景観を形成します。

③都市美誘導基準

- 沿道景観の調和に配慮し、沿道から見た景観の向上に寄与する配置、形態を工夫する。
また、沿道として連続性のある緑化や隣接建築物等とのファサード・デザイン、材質、色彩等の調和に配慮する。
- 沿道部や交差点には、壁面後退により開放感のある緑地、広場、歩行者空間等を設け、シンボルとなる樹木等を植栽する。
- まちかどの建築物は、地域の目印となるランドマークとなるよう、質の高いデザインや、まちかど広場の確保、シンボルツリー、ボリュームのある緑等により、豊かでうるおいのある空間形成を図る。
- 敷地内の舗装仕上げは、歩道との連続性に配慮し、官民境界を意識させない空間づくりを行う。
- 沿道部や交差点から、駐車場や付帯施設が直接見えないように配置や建物の形態を工夫し、直接見える場合は緑化などにより修景する。



(3) 鉄道沿線

非常に多くの人々が利用する鉄道は、その車窓から見える景観は市のイメージを形成する上で非常に重要であり、適切な都市美誘導が求められます。

①対象地域

- ・ JR 東海道本線、福知山線、山陽新幹線
- ・ 阪急電鉄 神戸線、伊丹線
- ・ 阪神電鉄 本線、なんば線

※車窓から間近に見える敷地の景観を対象とした誘導であるため、高架部分は届出の対象地域から除きます。



②基本方針

- ・ 沿線の建物や街路樹等が調和した、潤いのある景観を形成します。
- ・ 車窓からの見え方に配慮します。

③都市美誘導基準

- 沿線景観の調和に配慮し、沿線からの見た景観の向上に寄与する配置、形態を工夫する。また、沿線として連続性のある緑化や隣接建築物等とのファサード・デザイン、材質、色彩等の調和に配慮する。
- 沿線の連続したまちなみから突出するようなデザインとならないよう配慮する。
- 車窓から、付帯施設や建物内部が直接見えないように配置や建物の形態を工夫し、直接見える場合は、緑化などにより修景する。



阪急沿線



JR沿線

(4) 市街地内河川・運河・海岸沿い

街なかを流れる河川、運河、海岸沿いは、景観が開けるオープンスペースとなるとともに、緑化や水辺空間として、背景となる建物や敷地内の緑と一体となって潤いのある景観形成が求められます。

①対象地域

- ・河川：庄下川、蓬川、昆陽川
- ・運河：北堀運河、東堀運河、西堀運河、中堀運河、南堀運河、旧左門殿川
- ・海岸：尼崎港湾内



②基本方針

- ・市街地に広がる貴重なオープンスペースとして、水と緑に調和した潤いのある景観形成を図ります。
- ・河川や河川沿いの道路や橋からの見え方に配慮します。

③都市美誘導基準

- 河川等沿い景観の調和に配慮し、河川沿いの道路や橋から見た景観の向上に寄与する配置、形態を工夫する。また、河川沿いの連続性のある緑化や隣接建築物等とのファサード・デザイン、材質、色彩等の調和に配慮する。
- 河川等沿いから、駐車場や付帯施設が直接見えないように配置や建物の形態を工夫し、直接見える場合は、緑化などにより修景するよう努める。



庄下川



蓬川

(5) 地区計画が定められている地区

(形態意匠制限を定めている地区)

良好な景観をまもり、あるいはつくることを目標として、形態意匠制限を定めている地区計画の区域においては、地区の特性に応じた景観誘導が求められます。

①対象地域（平成23年9月現在）

1. 猪名寺駅前東地区
2. 道意町7丁目北地区
3. 昭和通2丁目地区
4. 富松町北地区
5. 庄下川東地区
6. あまがさき緑遊新都心東地区
7. 尼崎臨海西部拠点地区
8. 上坂部3丁目地区
9. あまがさき緑遊新都心地区
10. 築地地区
11. 阪神尼崎駅北地区
12. 戸ノ内町北地区
13. 武庫之荘4丁目地区
14. 西武庫団地地区
15. 武庫之荘駅前西地区
16. 武庫之荘5丁目地区

※今後定められる地区計画（形態意匠制限を定めている地区に限る）も対象とする。



②基本方針

- ・ 住民等の取組により定められた景観形成のルールにより地区の特性に応じた都市美誘導を図ります。



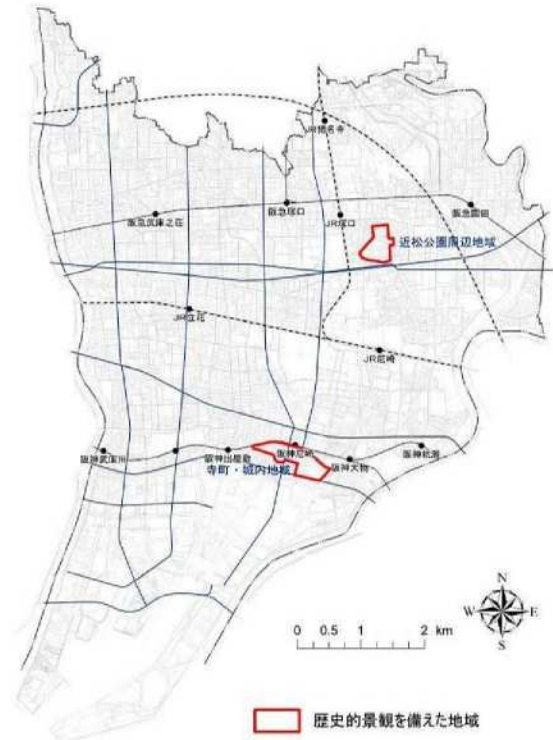
地区計画のガイドライン

(6) 歴史的景観を備えた地域

本市は古くから栄えた歴史あるまちであり、歴史的な建造物が多く残されており、寺社が集まる寺町や近代建築が並ぶ城内などの歴史的景観を備えた地区があります。これらの歴史的な景観は地域の歴史文化の様子を現代に伝えるものであり、伝統ある都市の個性を現すものとして、大切に引き継いでいくとともに周辺地域も含めた都市美の形成に生かしていくことが重要です。

①対象地域

- ・ 寺町・城内地域、近松公園周辺地域
- ・ その他伝統的民家が集積するまちなみ



伝統的民家が集積するまちなみ



城内高等学校

②基本方針

- ・ 歴史的・文化的価値のある建築物やまちなみの保存・修景・活用を図ります。
- ・ 歴史的な建築物の外観や雰囲気などを活かした伝統と個性のある景観形成を図ります。

③都市美誘導基準

- 歴史的建築物等との調和を図り、歴史的景観の向上に寄与する配置、形態を工夫する。
- 歴史的地域の特性に配慮したファサード・デザイン、材質、色彩等の調和を図る。
- 歴史的地域の特性と調和し、イメージの向上を図るような樹種や配置に考慮した敷地のデザインを工夫する。
- 地域の歴史的な建物にみられる素材の色を使用し、歴史的な景観に調和した低彩度の暖かみのある色彩景観を形成する。また、可能な限り、伝統的な素材を使用するものとする。

④ 寺町都市美形成地域

ア 寺町とは

寺町は、徳川家譜代の大名で築城の名人といわれた戸田氏鉄が大坂夏の陣から2年後、元和3年（1617）の尼崎築城にあたって、城の建設予定地にあった寺院や中世以来近隣の町にあった寺院、さらに戸田氏入部に従って大津から移ってきた寺院を集めて建設された町です。

寺町は東、西、南で侍屋敷に接し、北側は玄番堀という堀割が流れ、その北側には田地が広がっており、町民の居住地とは隔てられていました。

このような寺町は近世以降の城下町によく見られますが、寺院を1ヶ所に集中させる目的は二つ考えられます。一つは、寺院は出城としての機能を持っているために集中させることによって城下町の防備をはかることであり、もう一つは寺院を管理しやすくすることです。このように城の西北部に内陸部へ向けて防御線を築くとともに寺院と住民の結びつきを断つ目的で寺町が形成されたと思われます。

尼崎の寺町は、戸田氏が大垣へ移封した寛永12年（1635）の現存最古の尼崎城下絵図によると、19ヶ寺の寺院の名が確認できます。

現在でも、全昌寺、本興寺、広徳寺、甘露寺、法園寺、大覚寺、長遠寺、如来院、専念寺、善通寺、常楽寺の11ヶ寺が約3.9haの地域に軒を連ね、本市を代表する歴史的、伝統的なまちなみ景観を呈しており、文化財の宝庫となっています。

平成元年7月に、この寺町と隣接する地域を合わせて約7.7haを尼崎市都市美形成条例に基づき寺町都市美形成地域に指定し、石畳や電柱の修景整備を進めるとともに寺町における建築物等の都市美形成基準を定めて、寺町らしいまちなみ景観づくりに取り組んでいます。



通り沿いの寺院（大覚寺付近）



通り沿いの寺院（甘露寺付近）



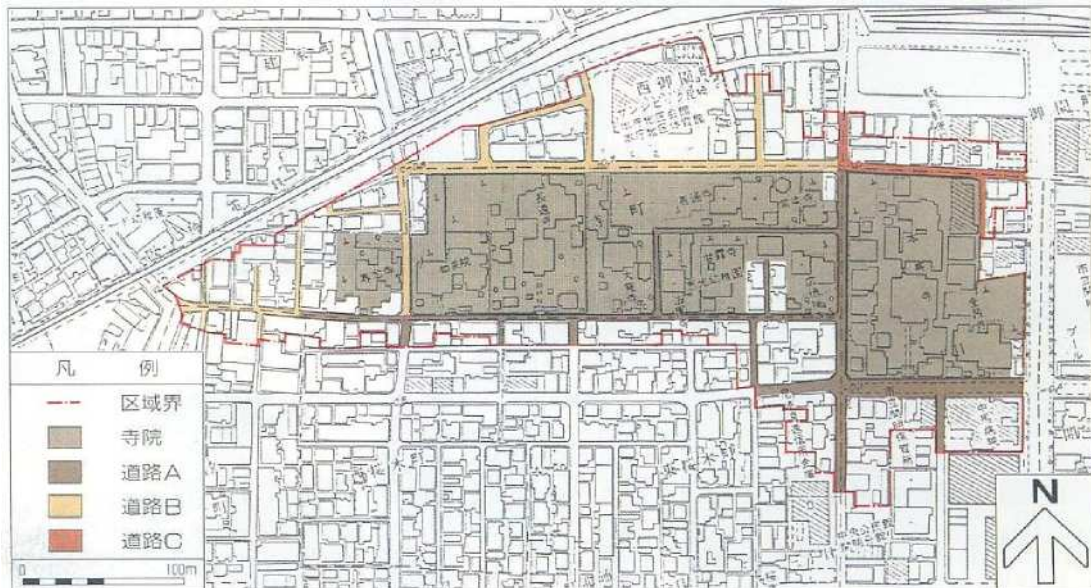
通り沿いの寺院（本興寺三重宝塔付近）



通り沿いの住宅

イ 区域

- 区域 寺町と開明町、御園町、西御園町、東桜木町、西桜木町、汐町の一部
- 面積 約7.7ha
- 区域図



ウ 基本的考え方

<基本方針>

- ①寺院群や伝統的まちなみを保全していく
- ②地域内の建築物などを伝統的まちなみ形成に誘導していく
- ③人を引きつけ、訪れやすく、滞留できるよう指導していく
- ④日常生活との調和を図り、快適な生活環境をつくっていく

<地区の分類>

地域内には、大きく分けて寺院と住宅・商店などの建築物等が立地している。寺院と住宅・商店などの建築物等とは、たまたまいが異なるため、都市美形成基準の内容を「寺院等」と「住宅等」に分類する。

また、「住宅等」もその立地によって様子が異なるため、都市美形成基準も道路沿道の性格に合わせ、道路A・B・Cの3種類に分類する。

- ①寺院等 寺院は貴重な歴史遺産であり、住民の誇りや愛着、親しみの象徴として保全、修景を図り、伝統的な寺院景観を誘導する。
- ②住宅等（道路Aの沿道） 概ね寺院の正面に面する道路沿道で、寺町らしい伝統を感じさせるよう寺院正面にふさわしいまちなみ景観の形成を誘導します。
- ③住宅等（道路Bの沿道） 概ね、寺院等を取り巻く周辺の道路沿道で緑等のうおいや、落ち着いた建物等により寺院と調和したまちなみ景観を誘導する。
- ④住宅等（道路Cの沿道） 概ね、商業系地域の道路沿道であるが、駅から当地域への入口となるため、伝統的な雰囲気と調和するにぎわいのある魅力的な通りとなるよう誘導する。

エ 外壁色彩の誘導基準

基調となる色彩は以下のとおりとする

R・Y R・Y系 明度：指定なし 彩度：4以下

その他 明度：5以上 彩度：2以下

無彩色 指定なし

※基調となる色彩以外を使用する場合は、調和や使い方に十分配慮し、最大でも各壁面の見付面積の15%以下とする。

※無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分は除く。

オ 都市美誘導基準

■寺院等

基本方針		伝統的な寺院群の雰囲気をつくり、守り、育てるように努力、工夫する。	
建築物	意匠	全体	※道路から見える屋根、外壁、軒裏、窓、設備等の形態、材料、色彩等は日本の伝統的寺院景観にふさわしいものとする。
		屋根	・形態は、伝統的な和風のこう配屋根（切り妻、入り母屋、寄せ棟等）とする。 ・材料は、和瓦（いぶし銀色の棧瓦、本瓦）等又はこけらぶきやひわだぶきを思わせる一文字ぶき（陶板、化粧鋼板等）とする。
		外壁・軒裏	・しっくい、土、板ばり等の和風壁とする。
		扉・窓	・板戸、棧唐戸、連子窓、格子窓等の伝統的様式に基づいた寺院らしいものとする。
塀	規模		・道路に面する塀の高さはできる限り低くし、圧迫感を和らげる。
	意匠	全体	※道路から見える部分の形態、材料、色彩等は、寺院景観にふさわしい築地塀風（瓦屋根付き塗り壁）のものとする。
		開口部	塀と調和した格子戸、板戸とし、シャッターは用いない。やむを得ない場合でも伝統的材料（木目調等）を思わせる材料、色彩とし、シャッターケースは外部から見えないようにする。
		後退部分	・門の前面、犬走り等の床面は、石畳、和風陶板、玉砂利の洗い出し等の舗装とする。アスファルト、コンクリート、洋風タイル仕上げは避ける。
門		・寺院としての伝統的な形式の門とする。	
木竹の態様		・道路に面する部分は、できる限り伝統的な寺院景観にふさわしい植栽を行い、潤いのある雰囲気を醸し出す。 ・大きな木は伐採しない。やむを得ず伐採するときには、これに代わる植栽をする。	
案内板・石柱等		・敷地内に設け、大きさ、デザイン、色調、材質を寺院らしく工夫する。	
工作物・建築設備等		・その他の工作物（アンテナ、物干し等）や建築設備（空調室外機、消防設備、防火水槽、受水槽等）等は、道路から見えにくくする。見える場合は、その意匠、形態、材料、色彩等を寺院らしく工夫する。	

■住宅等

場 所		道路Aの沿道	道路Bの沿道	道路Cの沿道	
基本方針		・寺町らしい町並みの雰囲気をつくり、守り、育てるように努力、工夫する。			
建築物	規 模	・2階建てまでに努める。	・3階建てまでに努める。 ・3階以上の部分は、できるだけ通りから見えないように、奥へ下げる工夫をする。	・特になし	
	位 置	・できるだけ軒を深くし、軒先と壁の線を近隣とそろえるように努める。			
	全 体	※道路から見える屋根、外壁、軒裏、出入り口、窓、設備等の形態、材料、色彩等は、寺町らしい伝統を感じさせるようにする。			
	屋 根	形 態	・伝統的な和風のこう配屋根（切り妻、入り母屋、寄せ棟等）とする。	・和風のこう配屋根とする。困難な場合は、付けひさし形式等寺町と調和するものとする。	
		材 料 等	・和瓦で、色は、灰色又は黒とする。	・和風瓦、銅板風等で、色は、灰色又は黒とする。	・和瓦風、銅板風等寺町と調和するものとする。
	外 壁	・しっくい壁風、土壁風、縦羽目板張り風、下見板張り風等の和風の雰囲気のものとする。	・しっくい壁風、土壁風、縦羽目板張り風、下見板張り風等とする。	・しっくい壁風、土壁風、縦羽目板張り風、下見板張り風その他寺町と調和するものとする。	
	軒 裏	・しっくい塗り風等の和風のものとする。	・しっくい塗り風等とする。	しっくい塗り風その他寺町と調和するものとする。	
	窓	・格子付き等の和風のものとする。		・格子付き等の和風のもの、その他寺町と調和するものとする。	
	出 入 り 口	・格子戸、板戸等の和風のものとする。		・格子戸、板戸等の和風のもの、その他寺院と調和するものとする。	
	道路に面した部分	・軒又はひさしを設け、その形態・材料は、棧瓦風、銅板ぶき風とし、そのこう配や先端の高さをそろえる。	・軒又はひさしを設けるよう努め、その形態、材料は、屋根と同様とし、そのこう配や先端の高さをそろえる。		
道路に面した軒下部分	・玉石、砂利洗い出し、和風陶板、石畳等寺町らしい和風の舗装に努める。 ・アスファルト、コンクリートや洋風タイル張り等は避けるよう努める。				
店舗の店先	・ちょうちん、のれん、床ぎ等で伝統的雰囲気を醸し出すよう工夫する。	・材質、デザイン、色調を工夫し、和風の雰囲気のあるものとする。			
木竹の態様又は塀等（道路に面した部分）	・軒下部分には、駒寄せ、大阪出格子等寺町らしいもの以外は設けず、開放的に工夫する。 ・その他の部分では、塀の位置は建物外壁とそろえ、道路に面する部分に、伝統的景観にふさわしい植栽をするよう努める。		・伝統的景観のふさわしい植栽による生け垣等、和風の雰囲気になるよう工夫する。 ・出入り口や店舗前面等、やむを得ないところは、この限りでない。	・伝統的景観にふさわしい植栽等で、寺町と調和するよう工夫する。	
	・塀は、和風塀の雰囲気を持ったものに工夫する。		・塀は、寺町と調和するよう工夫する。		
看板、案内板等	・大きさ、デザイン、色調、材質を工夫する。 ・軒下に設け、和風の雰囲気になるよう工夫する。		・敷地内に設け、寺町と調和するよう工夫する。		
工作物・建築設備等	・その他の工作物（アンテナ、物干し等）や建築設備（空調屋外機、消防設備、防火水槽、受水槽等）等は道路から見えにくくする。見える場合は、その意匠、形態、材料、色彩等を寺町らしく工夫する。				

(7) 優れた自然景観が残る地域

自然が少ない本市には猪名川自然林や田能など市街地の周辺に残る森林や田畑は身近な自然として大切に守っていく必要があります。

① 対象

猪名川自然林、田能・食満の田畑、
武庫川・猪名川・藻川・神崎川
(河川敷含む)

② 現状と課題

武庫川、猪名川、藻川については、川岸に広がりのある土手や河川敷が続いており、周辺の公園、緑地、自然林等とあいまって、水と緑の自然軸を形成し、自然が少ない本市にとって、市民が自然と触れあえる貴重な空間であり、市民のレクリエーションの場となっています。

また、田能や食満などまとまった田畑が残っている地域は、本市の大切な農地景観として大切に守っていく必要があります。



食満の田畑



武庫川のコスモス畑



猪名川自然林

③ 基本方針

- ・ 快適な都市空間の核として貴重な自然を保全し、豊かな水辺空間と連続した自然景観を育てます。
- ・ 市民と行政がそれぞれの立場を尊重しながら、協働で自然景観をまもり育てます。